

明石市

無戸籍防止へチェック項目
妊娠届出書を変更

親の事情で出生届が出されなかったなどの理由で無戸籍になることを防ぐため、明石市は、母子健康手帳申請時に提出する妊娠届出書について、無戸籍になる可能性を質問するチェック項目を加えるなど様式を変更した。

無戸籍になる可能性を早期に把握し、対策に役立てるのが狙い。泉房穂市長は「妊婦と行政が接触する機会をとらえて無戸籍者を早期に把握し、支援につなげ

たい」としている。

16日の最高裁判決が出る前の変更。これまで「夫の名前」を記載していた項目が、「子供の父親」を記載するよう改めた。

さらに、母親に妊娠や育児に対する環境や心境を尋ねるアンケートも改良。無戸籍児について「離婚後300日以内に出産したなどの場合、前の夫の子供として戸籍登録される。それを避けようと出生届を出さなかった場合、無戸籍とな

る」と注釈を添えた上で、今後の不安を回答する質問に、「子供が無戸籍となる可能性がある」とのチェック項目を設けた。

一方、これに合わせ、市は、国民健康保険の市独自の減免制度も導入。無戸籍者でも国民健康保険に加入できることを知らなかった人が本来加入できた時期にさかのぼって加入する場合、通常は過去の保険料を支払う必要性が生じるが、個々の事情を精査した上で

免除する。

このほか、市のホームページで、戸籍がなくても義務教育や予防接種が受けられることなどを紹介するパンフレットの掲載も始めている。